

発議第6号

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出  
について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、介護保険制度  
における軽度者への給付の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年 9 月 13日提出

提出者 薩摩川内市議会  
市民福祉委員会  
委員長 永山伸一

提 案 理 由

現在、厚生労働省において、介護保険制度における軽度者への給付の在り方等  
が検討されているが、現行制度における福祉用具貸与等の給付は、高齢者自身の  
自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしてい  
る。

については、国会及び関係行政庁に対し、介護保険制度における軽度者への給付  
の継続を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書（案）

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）には、保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行うことが盛り込まれています。

また、財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」において、軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられ、住宅改修は個人の資産形成そのものであることなどから、軽度者に対する福祉用具貸与等は原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべきであるとされています。

このような中、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の持続可能性確保の観点から、軽度者への支援の在り方や福祉用具・住宅改修の給付の在り方等が検討されています。

しかしながら、現行の介護保険制度における福祉用具貸与等の給付は、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則自己負担となった場合、福祉用具等の利用が減ることで介護度の重度化や要介護者の増加を招くおそれがあり、保険給付の抑制という目的に反して給付の増大につながるとともに、介護人材不足に拍車をかけることにもなりかねません。

よって、国におかれては、介護保険制度における軽度者への給付について、現行どおり継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣